**令和３年度第１回大阪府環境影響評価審査会　会議録**

開　催　日　　令和３年５月17日（月）

出席委員：相原委員、赤尾委員、内井委員、内田委員、勝見委員（会長）、小谷委員、

　　　　　嶋寺委員、高田委員、髙橋委員（会長代理）、西野委員、西村委員、水谷委員

（午後２時　開会）

【事務局（金城課長補佐）】

定刻になりましたので、ただ今から令和3年度第1回大阪府環境影響評価審査会を開催いたします。

会長に進行をお渡しするまでの間進行を務めさせていただきます、大阪府環境管理室環境保全課の金城でございます。

　本日はオンラインでの開催とさせていただいております。この点で幾つかお願いがございます。ネットワークの負荷を抑えるため資料の共有は行いませんので、事前にお送りいたしました資料をご覧いただきますようにお願いいたします。発言されるとき以外はカメラをオフに、マイクはミュートにしていただくようお願いいたします。発言される際は挙手ボタンによってお知らせください。会長から指名されましたら、カメラとマイクをオンにしてご発言ください。発言が終わりましたらカメラ・マイク・挙手ボタンをオフに戻してください。音声が聞こえにくいなど、何か不都合が生じましたらチャットで事務局までお知らせください。ご不便をおかけいたしますけれども、ご協力よろしくお願いいたします、

　次に、会議の公開について説明いたします。本日の審査会は、大阪府の「会議の公開に関する指針」に従い、公開としております。傍聴者、報道関係の方には、事務局がおります大阪府咲洲庁舎内の会議室で傍聴していただくこととしてございます。現時点では傍聴、報道の方のご出席はありません。

　続きまして、会議の成立についてご報告いたします。審査会規則第5条第2項に「審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますところ、本日は15名のうち12名の委員にご出席をいただいておりますので、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

　それでは、開会にあたりまして、環境管理室長の小林からごあいさつ申し上げます。

【事務局（小林環境管理室長）】

4月から環境管理室長に就任しております、小林でございます。よろしくお願いいたします。

　会議の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆さま方におかれましては、日ごろから大阪府の環境行政の推進にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は大変お忙しい中ご出席をいただきまして、お礼申し上げます。

　本日は、大阪府環境影響評価条例の規定により、事業者から提出されました「株式会社タカハシ　カレットセンター水走工場新設事業に係る環境影響評価方法書」につきまして調査・審議をお願いするものでございます。本事業は、東大阪市内にありますガラス瓶の再生を行う事業場が近隣に新たに移設するものです。本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、このようにオンラインでの開催とさせていただきました。委員の皆さま方には何かとご不便をおかけしますが、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

【事務局（金城課長補佐）】

ここで、資料の確認をお願いいたします。事前にメールでお送りいたしました資料をご確認ください。まず、会議次第でございます。資料1といたしまして「環境影響評価方法書について（照会）」、資料2といたしまして「環境影響評価書方法書に関する手続きの流れとスケジュール（案）」、参考資料といたしまして「審査会規則」「審査会運営要綱」「審査会委員名簿」とございます。このほか、「株式会社タカハシ会社紹介」というタイトルのプレゼン資料、最後に「環境影響評価方法書」とその要約書の冊子でございます。

　本日の議題につきましては、本日より新たにご審議を始めていただく内容でございますので、初めに、大阪府から審査会への意見の照会をさせていただきます。

【事務局（小林環境管理室長）】

それでは、私から知事に代わりまして照会をさせていただきます。

　大阪府環境影響評価審査会会長、勝見武様。大阪府知事、吉村洋文。「株式会社タカハシ　カレットセンター水走工場新設事業に係る環境影響評価方法書」についての環境の保全の見地からの意見について（照会）。標記環境影響評価方法書について、大阪府環境影響評価条例第8条の規定により、環境の保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めます」。よろしくお願いいたします。

【事務局（金城課長補佐）】

そういたしましたら勝見会長、ご審議をよろしくお願いいたします。

【勝見会長】

ありがとうございます。皆さん、こんにちは。進行を担当させていただきたいと思います、京都大学の勝見です。よろしくお願いいたします。オンラインということで少し慣れませんけれども、できればスムーズに進めさせていただければと考えておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

　それではまず、議題の1番目、株式会社タカハシ　カレットセンター水走工場新設事業に係る環境影響評価方法書についての審議に入ります。まず初めに、事務局から本案件の法令上の取り扱いについてご説明いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

【事務局（小西）】

大阪府環境保全課の小西です。

　まず、方法書の要約書の1ページをご覧ください。本事業の事業者の名称は「株式会社タカハシ」でございます。

　続いて、3ページをご覧ください。一番上の「対象事業の種類」は、ごみ処理施設の設置事業で、施設の種類は2-3-3にありますとおり「ガラスくずの破砕・選別施設」、処理能力は、1日あたり600トンです。

大阪府環境影響評価条例では、焼却施設以外のごみ処理施設について、処理能力が1日あたり200トン以上のものを対象事業としているため、本事業は条例の対象事業に該当します。簡単ですが、法令上の取り扱いについては以上です。

【勝見会長】

ありがとうございます。

　続きまして、それでは早速、事業者のほうから事業概要と方法書の内容についてご説明をいただきたいと思いますので、株式会社タカハシさんからよろしくお願いいたします。大体時間は40分程度とお聞きしておりますので、よろしくお願いいたします。

【事業者：株式会社タカハシ 湯浅取締役】

株式会社タカハシです。よろしくお願いします。本日は、株式会社タカハシ　カレットセンター水走工場新設事業に係る環境影響評価方法書のご説明をさせていただきます。

　資料は、要約書および株式会社タカハシ会社紹介資料を基にご説明させていただきます。

　まずは、弊社の会社の内容だけ簡単にご説明させていただきたいと思いますので「株式会社タカハシ会社紹介」の資料のほうをご覧ください。まず、弊社はガラス瓶原料製造メーカーである株式会社タカハシです。

　2ページ目をめくっていただいて、会社概要ですけれども、本社は大阪府城東区中浜にあります。工場に関しては、東大阪市中石切町にあります。従業員30名で、代表取締役は髙橋義男になっております。本日もこちらで出席しています。

【事業者：株式会社タカハシ 髙橋代表取締役】

初めまして。髙橋義男と申します。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

【事業者：株式会社タカハシ 湯浅取締役】

弊社は、昭和13年にガラス原料商として、大阪府城東区に創業させていただいております。昭和63年に現工場が東大阪市中石切町に移転しております。営業内容としましては、左下にあるガラス瓶のリサイクル業でありまして、特に弊社ではビンtoビンを推奨しております。ビンtoビンのリサイクルは、左下の例にあるように、消費者が消費したガラス瓶原料、空き瓶を、自治体および事業系の方々に回収していただきます。それをガラス瓶のみの原料にしていただいて、弊社工場に納入していただきます。弊社工場ではそれを選別・加工し、カレット、いわゆるガラス瓶原料になる、業界ではカレットというんですけども、これを生産物にしまして、ガラス瓶メーカーさんに納めさせていただきます。ガラス瓶メーカーさんではその原料カレットを基にガラス瓶を作製され、それが充填メーカーである食品メーカーや医療メーカー、薬品メーカーさんのほうで中身を充填され、小売業に回っていくことでリサイクルという形が成り立っています。

　次のページをめくっていただいて、ガラス瓶のリサイクルフローが簡単にですが書かせていただいております。先ほどのご説明のとおり、消費者が使用済み容器としてそれぞれ回収業者のほうに回収されたものは、まず、ガラス瓶、缶、ペットと混合されていることが非常に多く、その中からガラス瓶のみをまず抽出していただいて、弊社に原料カレットという形で納品していただきます。弊社では、第1事業部のほうでは無色透明・茶色・緑に最初から分けられたものを第1事業部で処理し、第2事業部のほうでは、色分けされていないガラス瓶残渣という、混合されたガラス瓶に関して処理していきます。それが製品カレットとして製品工場のほうに納品しますが、そのときに製品規格がありますので、その製品規格を満たしたものを納品することになります。製品規格としましては、99.99％以上ガラスであることが製品メーカーさんのほうから指定されておりますので、その製品企画にのっとった形で製造します。

　次のページに、ガラス瓶原料、カレットの大まかな製造工程を書かせていただいています。まず、原料であるソースカレットを投入して、ふるい機により大きく、手選別で取るものと取らないものに分けます。

　これに関しては、その後解砕機によってガラス瓶を破砕しますが、解砕機で割れないものや詰まってしまうものを、まず手選別で除去します。特に缶・ペット等、もしくはそれ以外のものや、解砕機で割れないものに関して手選別で除去します。その後、解砕機でキャップとガラスを分離して、ラベル除去機でラベルを除去します。その後、光学式自動選別機で異物除去および色選別を行った後、検査・出荷という工程になります。

　次のページにめくっていただきますと、左上のほうに原料、ソースカレットというものを写真で記載させていただいております。これはガラス残渣という、ガラス残渣の分の原料ですけれども、見ていただくと分かるとおり、キャップやラベルが付いたもの、また、ガラス以外の陶磁器類が入っていることもあります。これらを真ん中の絵にあるように、耐熱ガラス、鉄、ラベル――紙類ですね。陶器をそれぞれ分別した後に、右側にあるガラス瓶原料カレットというような形になっています。特に、原料のほうに関しては、透明・茶色・緑・青と、色別にされたものをカレットと呼んでおります。弊社で使用する大きな機械の中で、解砕機と呼ばれているものと光学式自動選別機に関して、その下の絵で書かせていただいております。左側の解砕機に関しては、これを通すことによって、ボトルからキャップとガラスを分離して資源化率をアップします。また、その後、自動選別機に投入する際に大きさを統一することが資源化率アップにつながりますので、そのためにこの機械を通してガラス瓶を破砕することになります。

　右側の光学式自動選別機ですが、振動ふるいから自由落下にて落下するときにカメラによる画像認識を行い、そのカメラによる画像認識をプログラムによって判定し、圧縮空気による排除を行います。これによって、排除するものと排除しないものを行いますが、二分岐になりますので、その内容においてはプログラムによって設定します。特にこの中では、水・薬品等の処理は行わず、ガラスとそれ以外を分けることになります。

　次のページにいきまして、カレットセンター水走工場のプラントイメージが次のような図になります。これは、イギリスでの弊社採用の選別機メーカーがプラントデザインしたガラス瓶リサイクル工場になります。弊社工場でもこのような大きな吹き抜けの建屋に機械が配置される歩廊があり、このような形の設計を考えております。効率良く原料の加工・製造ができるようになっており、できる限り原料の移動を少なくして、コンパクトかつメンテナンス性に優れた設計を目指しております。

　次のページは、現在よく言われているSDGsの内容です。その次のページで、それぞれガラス瓶はどのようなところが良いのかということを書かせていただいておりますが、特に弊社においては12番「つくる責任・つかう責任」というところで12.5「2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により廃棄物の発生を大幅に削減する」という目標のため、3Rの促進が求められているというふうに考えております。

　簡単ですが、会社紹介においては以上になります。

　次に、株式会社タカハシ　カレットセンター水走工場新設事業に係る環境影響評価方法書の要約書に基づいてご説明させていただきたいと思います。

　まず、3ページ目ですが、対象事業の種類については先ほど説明させていただいたとおりですので、2-3-2「対象事業の実施場所」についてご説明させていただきます。場所は、東大阪市水走4丁目7-16です。

　次のページ4およびページ5に場所の記載の地図があります。

ページ5の真ん中ほどのところで弊社事業計画地が赤色の図で書かせていただいております。現在の弊社石切工場第1工場、第2工場は右上のほうの場所にあります。右下のほうに近隣住居があり、事業計画地の左側は東大阪都市清掃施設組合があります。その下に、水走公園があります。

　戻っていただいて、3ページ2-3-3「対象事業の施設規模、面積および廃棄物の種類」ですが、先ほど説明させていただいたとおり、ガラスくずの破砕・選別施設になります。廃棄物の種類は、市町村等が回収した一般家庭のガラス瓶のガラスくずです。稼働時間は24時間、1日24時間で、休止日はありません。季節的な変動もありません。

　次に、ページ6「廃棄物の処理工程（フロー）」についてご説明させていただきます。先ほど会社紹介の資料にもあったとおり、ページ7の図の内容でガラス瓶のリサイクルが行われます。特にこの中では、3番および7番が中間タンクおよび製品タンクを今回は配置させていただいております。これは、屋内での配置となりますので、屋外での保管等はありません。

　次に進みまして、ページ8番。2-3-5「施設の配置計画等」です。施設の計画配置は図にあるところと同様です。長さが46.4メートル、縦が13.5メートルとなります。西側には8メートルの道路があり、東側に関しては河川敷があった後、川のほうになっております。

　続きまして、ページ9番、建物の大きさになります。建屋の高さは26.3メートル、外壁はALCの100、腰壁はコンクリート打ちっぱなしの4,000となっております。

　11ページになります。ページ11には2-3-6「施設の処理能力等」を記載させていただいております。本施設の最大処理能力を算出する根拠となるのは、解砕機です。解砕機の能力は以下のような形になっております。処理能力は25トン／h、1日600トンとなります。投入口は、650ミリ掛ける幅1,300ミリで、サイズは、長さ900ミリ、幅1,650ミリ、高さ1,300ミリとなっております。動力は7.5キロワットのモーターが2基付いております。

　次にページ12、2-3-7「運行計画」となっております。本施設の稼働に伴う事業関連車両は、表2-2のような形になっています。1日最大600トンの入荷となりますので、同様に1日600トンの出荷があるというふうに予測しております。この予測値における内容は、2020年8月における弊社の車両運搬の走行ルートや、平均積載量を基に算出しております。なお、算出している実績値に0.9を掛けることによって、より安全な方向に振っている形になります。搬入車両に関しては1日90台、搬出車両に関しては72台です。大型車は28トンのトレーラー、10トン車。小型車においては4トン車、2トン車。なお、従業員が使う乗用車というふうな形になっています。搬入車においては、それぞれ実際に現状の搬入状況に応じてこれらのルートになっておりますが、搬出に関しても、同じように10トン車がメインという形になっています。ルートに関しては、それぞれ大阪・吹田・堺方面から阪神高速道路13号東大阪線、または近畿自動車道、寝屋川・八尾方面から大阪外環状線を経て事業計画地のところに出入りするルートとなっております。

　ページ13に、主な搬入車両等の計画走行ルートが書かれています。計90台の車両が行う割合は図のような形になっています。

　続きまして14ページでは、搬出車両の計画走行ルートが書かれています。同じように、書かれている割合でそれぞれのルートを走行することを想定しています。

　続きましてページ15、2-4「対象事業の計画策定の経緯」についてご説明させていただきます。弊社の現在の受注している自治体からの要望、もしくは全国的な需要を想定すると、弊社での現状の第1工場、第2工場での処理能力に対して、より大きな能力が必要だというふうに考えております。現状1日100トンですけれども、計画では最大600トンというところを予定しています。また、ガラス瓶メーカーさんからの要望により、現状6色での色分け選別をさせていただいておりますが、計画では8色に増加することによって、より要望を満たすことができるというふうに考えています。また、弊社の現在の工場である第1工場および第2工場の用途地域が準工業地域であり、現在の処理能力の増加の許可ができないような状況であり、また、操業時間も限られている状況です。今回の事業計画地は、用途が工業地域であり、また、事業計画地の近隣に住宅はなく、24時間稼働が可能な区域でもあります。また、弊社の現状の第1工場および第2工場から距離的に近いことから、社員の雇用維持の観点からも、この場所が有効であるというふうに考えています。また、場所におきましては、ガラス瓶の大きな消費地である大阪府、兵庫県、京都府、奈良県と、関西圏のところから近距離にあり、消費してからリサイクルまでの輸送距離が短いことも挙げられます。また、製瓶メーカーが滋賀県、京都府、兵庫県にありまして、それぞれの瓶メーカーの製造工場にも近いことが、この地が有効であるというふうに考えております。また、東大阪都市清掃施設組合が近くにあることで、東大阪市で発生したガラスくずも速やかにリサイクルできるような連携が取れるのではないかというふうに考えています。

　次に2-4-2「建屋構造に係る検討」です。今回の事業地におきましては、形状が限られておることから、建物の面積、位置、高さについては制約がある状況で、検討の余地がほとんどありません。そのため、配慮すべき環境影響事項として、株式会社鎌倉製作所が作成しているクールファンユニットという冷却用のファンの位置をそれぞれいろんなところに配置することによって、屋外における振動、騒音に関して周辺環境への影響が最も低いと考えられる案を採用しています。クールファンにおいては、水の気化熱を利用した冷却エレメントを用いて、外気のクリーンな涼風を中に取り込むことによって、大量の吸気を行うことができる装置というふうになっています。続きまして、ページ16です。ページ16が採用した案1というふうになっています。この案は、案2・案3に比べて、クールファンの位置を屋根上中央上部に配置しています。また、建屋側面の窓ガラスを少なくすることによって、内部での振動やガラスを破砕する際に出る音等が外部に出る量を少ないように設定しております。

　次にページ19、2-4-3「環境配慮の内容」です。事業計画の策定にあたりまして、事業計画に反映した環境影響配慮を次の項目に記しています。

まず、1「基本的事項」ですけれども、1-1「周辺土地利用との調和」ですが、最新式の解砕処理システムを導入することによって、環境への負荷低減に努めています。また、1-2「改変区域の位置・規模・形状の適正化」ですけれども、工事によって発生する発生土に関しては、可能な限り現場内での再利用を行うようにします。また、場外に排出する際には適切に処分するようにします。

　続きまして、ページ20です。この中では、3「生活環境」、3-1「大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭」についてご説明させていただいております。その中で特に、今回においては、搬出車両の積載物の積載を建屋内で行うことにしており、粉じん等の飛散回避に努めています。搬入・搬出とも、中間タンクと呼ばれているタンクが建屋内にありますので、建屋内でそれらの作業をすることによって外への粉じんの影響を最小限にすることを予定しております。また、建屋内にプラント全体を配置する構造になっていて、周辺への騒音の影響も抑えられるというふうに考えています。

　次、ページ21、4番「自然環境」における内容ですけれども、4-2「陸域生態系・海域生態系」に関してですけれども、本事業地は工業地域であり、本事業の実施によって自然植生への伐採など、動植物への環境影響はないと考えています。

　続きまして、ページ22「環境負荷」の内容に関するものですけれども、本事業において、温室効果ガスの排出の小さい空調設備、先ほどご説明させていただいたクールファンのユニットを採用することによって、可能な限り省エネルギー型の空調設備を設置することを予定しています。

　続きまして、ページ23です。2-5「工事計画の概要」です。対象事業の実施計画の時期は、表2-5（1）「全体工事工程表」記載の内容になっております。本事業は、第1期から第3期までを予定しております。第1期の後にプラントの稼働をすることが可能な状況まで実施しますけれども、工場の最終形態までに生産設備を2段階で増やすことを計画しています。なお、第2期および第3期に関してはカレットの種類を増やして、製品の色選別を増やすことを予定しているため、選別機のみの増加であり、処理能力に関しては変化はありません。

　その次、表2-5（2）に関しては「建設機械等の月別台数」を書かせていただいております。トータルで、最大で一月において150台の稼働があるというふうに考えています。

　続きまして、ページ24「工事用車両」です。工事用車両は、最大になるところは工事8カ月目におけるものであり、それぞれこの台数が稼働するというふうに考えています。

　続きまして、ページ26「環境保全対策の実施方針」です。

　（1）「大気汚染防止対策」では、回収したガラス瓶は建屋内で受け入れ、保管、処理および搬出を行うため、外部への飛散はありません。

　また、（2）「排水処理対策」ですが、処理前後の保管は建屋内保管のため、雨水との接触はありません。また、建屋内では粉じん防止目的以外での水の使用はないため、汚水の発生もありません。

生活雑排水に関しては、公共下水道に排水することを予定しています。

　（3）「騒音・振動対策」ですが、振動ふるい等の大きな振動を発生する機器は、強固な基礎など適切な防振対策を施します。また、廃棄物の運搬車両が特定の日や時間帯に集中することがないように、運行管理も行います。

　続きまして、ページ28「工事中」における環境保全対策です。（1）「大気質」の内容において、工事中における粉じんの飛散防止のため、事業計画地の敷地境界には万能鋼板（高さ3メートル）を設置します。また、建設機械が1カ所に集中しないように、適切な配置も行います。また、工事中に出た廃棄物に関しては、可能な限り小梱包、無梱包として、梱包資材の抑制等を行うことを予定しております。

　以下、第3章からの内容に関しては、エマテック様のほうからご説明させていただきます。エマテック様、よろしくお願いいたします。

【事業者業務受託業者：一般社団法人関西環境管理技術センター（エマテック）】

エマテックと申します。

　では、3章以降について、弊社のほうからご説明いたします。

　まず、30ページをご覧ください。「環境影響評価を実施する地域」ということで、事業特性、本事業計画地の位置を考慮しまして、事業計画地およびその周辺地域である東大阪市を環境影響評価をする地域としました。

　4章「環境影響評価の項目の選定」ということで、事業計画地および周辺地域の概況を把握するために、既存資料の調査を実施しました。事業計画地周辺の地域の概況の概要は、表4-1（1）～（5）に示しております。おおむね4項目に分けておりまして、まず「社会的状況」「生活環境」「自然環境」「都市環境」の4項目にまとめていまして、社会状況については人口、産業、交通、土地利用、水利用、廃棄物、環境法令が定める基準等、環境基本計画等について記載しております。また、生活環境については大気環境、水環境、土壌環境、その他の生活環境ということで、それぞれ環境基準に適合しているかどうかということについて記載しております。一部の項目については基準値を超過するような項目もありますが、ほとんどの項目については全て基準値を満たしている状況でございます。自然環境では、気象、地象、水象、生態系、人と自然との触れ合い活動の場、自然景観について記載しています。ここでは、保全されるべき地域、地形であったりとか、植物、生物といった項目について記載しています。東大阪市では、地形は、保全されるべき地形もなく、工業地帯であるため重要種の生息も確認されていません。東大阪市全体で言うと、植物については一部、特別緑地保全区に指定されるような地域もありますが、今回の本事業計画地においてはそのような地形はございません。また、都市環境については文化財、都市景観、歴史的・文化的景観について記載しています。

　では、35ページをご覧ください。5章ということで「環境影響評価の項目の選定」ということで、本事業における事業計画、工事計画の内容を考慮し、環境影響要因を表5-1にまとめました。まず、こちらも大きく2つに分けまして「施設の供用」「工事の実施」について環境影響要因を抽出しました。「施設の供用」については、施設の稼働、車両の走行。「工事の実施」については、施設の建設工事、工事車両の走行に伴うものです。施設の稼働については、破砕と書いていますが、解砕の間違いです。解砕機等からの粉じんの発生、空調設備等からの騒音、振動および低周波音の発生、施設からの悪臭の発生、選別残渣の廃棄物の発生、最後に温室効果ガスの発生、以上5項目が考えられます。また、車両の走行については、事業関連車両の走行に伴う大気汚染物質の発生、騒音・振動の発生、人と自然との触れ合い活動の場の利用環境への影響、事業関連車両の走行に伴う温室効果ガスの発生、以上の4項目が考えられます。

工事の実施については、施設の建設工事については、建設機械等の稼働に伴う大気汚染物質の発生、騒音・振動の発生、工事の実施に伴う廃棄物および発生土の発生、建設機械等の稼働に伴う温室効果ガスの発生、以上が考えられます。また、工事車両の走行については、施設の供用、車両の走行と全く同じ項目にしております。

　次、36ページをご覧ください。以上の項目を、大阪府の「環境影響評価および事後調査に関する技術指針」に示された予測・評価の対象となる項目のうち、抽出した環境要因について、環境影響評価の中で予測・評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、人と自然との触れ合い活動の場、廃棄物、発生土および地球環境の8項目を抽出いたしました。以上の項目については、環境影響要因と環境影響評価項目との関係および選定する理由、または選定しない理由を表5-2（1）から（3）に示しています。時間の関係上で、今回は抽出した項目と、その選定する理由についてのみご説明いたします。

　まず、大気質ですが、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、粉じんについて選定いたしました。選定する理由といたしましては、施設の稼働に伴う解砕機、建設工事からの粉じんの発生が考えられます。また、事業関連車両の走行、建設機械等の稼働、もしくは工事関連車両の走行に伴う大気汚染ですと、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の発生が考えられることから、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については車両の走行、施設の建設工事、工事車両の走行について項目を選定しました。また、粉じんについては、施設の稼働、施設の建設工事について選定しております。次に、騒音、振動ということで、施設の稼働に伴う解砕機および空調の設備等からの騒音・振動の発生が考えられること、事業関連車両の走行、建設機械等の稼働および工事関連車両の走行からの騒音・振動の発生が考えられることから、施設の稼働、車両の走行、施設の建設工事、工事車両の走行について項目を選定しております。また、低周波音につきましては、施設の稼働に伴う解砕機および空調設備からの低周波音の発生が考えられることから、施設の稼働について選定しております。悪臭につきましては、施設からの悪臭の発生というのが考えられますので、こちらも施設の稼働について選定しております。土壌汚染につきましては、環境配慮事項の観点から、事業計画地の地歴について自主調査を行う予定にしております。

　次、38ページをご覧ください。人と自然との触れ合い活動の場ということで、事業関連車両および工事関連車両の走行に伴う、人と自然との触れ合い活動の場の利用環境への影響というのが考えられますので、車両の走行および工事車両の走行について選定しております。また、廃棄物、発生土につきましては、施設の稼働に伴う選別残渣の廃棄物の発生が考えられること、事業の実施に伴う廃棄物および発生土の発生が考えられますので、一般廃棄物については、施設の稼働について選定しております。産業廃棄物については、施設の稼働、施設の建設工事。発生土につきましては、施設の建設工事について選定しております。最後、地球環境の温室効果ガスについてですが、施設の稼働、工事関連車両の走行、建設機械等の稼働、もしくは工事関連車両の走行に伴う温室効果ガスの発生が考えられますので、施設の稼働、車両の走行、施設の建設工事、工事車両の走行について選定しております。

　では次、39ページの第6章「調査・予測および評価の手法」ということで、まずは現況調査の手法について、表6-1（1）から（3）で示しております。調査地点についてですが、ページ42、もしくは43ページに記載してあります。

まず、42ページの地図なんですけれども、中央の赤枠が事業計画地になっておりまして、右上に現工場が青メッシュで表記してあります。また、その地図の下部については付近の住居、そして事業計画地の左上に清掃工場がありまして、その南側に水走公園というのがあります。

　また、43ページをご覧ください。道路交通騒音・振動・交通量・人と自然との触れ合い活動の場調査位置ということで、道路上に線が引っ張ってある部分については、事業関連車両が走行する走行ルートを示しています。また、中央に水走公園を青色で囲ってありまして、その右上に事業計画地を赤色で示してあります。また、それ以外の小さな紫色の四角が3つほどありますが、これは走行ルート上にある近隣の住居について示してあります。では、大気質のほうから順に現況調査の表について説明していきます。まず、大気質ですが、既存資料調査と現地調査を行います。まず、既存資料調査ですが、大気汚染物質の濃度の状況ということで、過去5年間程度の「大阪府環境白書」「大気汚染常時監視測定局測定結果」「ひがしおおさかの環境」等のホームページからデータの収集を行うなどの予定です。また、気象の状況ということで、最新年度の「気象統計情報」を気象庁のホームページから、こちらもデータ収集する予定にしています。現地調査についてですが、粉じんについて、現況の石切工場における敷地境界の1地点、ちょうど42ページのひし形のマークの出入口付近の地点で調査を行う予定です。また、事業計画地の敷地境界4点上での測定を行う予定にしております。調査時期ですが、平日、または日曜日の2日間、昼間に1回測定するようにしております。

　次、騒音です。こちらは既存資料、現地調査を行う予定にしております。既存資料調査としましては、事業計画地周辺の道路交通騒音の状況を把握するために、最新年度の「大阪府環境白書」「環境騒音モニタリング調査報告書」「ひがしおおさかの環境」「都市計画図」を参照しましてデータ収集を行う予定にしております。現地調査につきましては、事業計画地の敷地境界、また、直近の住居のところで1地点、計5地点、平日・日曜日の2日間、24時間連続測定する予定にしております。道路交通騒音および交通量につきましては、道路沿道の4地点、43ページの緑の丸印で示してある地点で、事業関連車両が通る直近の保全物件について、直近の地点を選定してあります。こちらも平日・日曜日の各日に24時間連続測定する予定です。また、交通量につきましては、1時間ごとに集計をするとしております。

　40ページをお願いいたします。振動につきまして、こちらも騒音と同じく既存資料調査、現地調査を行います。騒音と同じく、資料調査につきましては「大阪府環境白書」等の資料からデータ収集を行います。現地調査につきましても、同じく事業計画地の敷地境界4点、周辺の住宅の1地点。道路交通振動につきましては、道路沿道4点の調査を行います。平日・日曜日の各日2日間、24時間連続で行う予定にしております。

　低周波音につきましては、事業計画地周辺の4点と、周辺の住宅1地点で、こちらも24時間、平日・日曜日から行っていきます。

　次、悪臭ですが、こちらは現地調査を行う予定にしております。特定悪臭物質（22物質）と臭気指数をそれぞれ行いまして、こちらも現石切工場の敷地境界1地点と、事業計画地敷地境界4点を調査する予定です。こちらについては、最も臭気が感じられる夏季に、平日・日曜日それぞれ1日の2日間行う予定にしております。

　次に、人と自然との触れ合い活動の場ということで、これは既存資料調査ということで、まず、活動の場の所在を東大阪のホームページ等で確認して状況を把握する予定にしています。現地調査につきましては、事業計画地および運搬経路周辺の平日および日曜日の2日間、最も利用が多いと考えられる春、もしくは秋の時期に調査を行う予定にしております。

　次、41ページです。廃棄物、発生土ということで、こちらについては既存資料から事業計画地周辺の廃棄物の発生状況およびリサイクル状況を把握するために、最新年度の「大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書」もしくは「建設副産物実態調査」から、廃棄物の状況について把握する予定です。

　最後に地球環境ですが、こちらも既存資料調査ということで、温室効果ガスの削減の取り組み等について、資料収集を「大阪府環境白書」もしくは「ひがしおおさかの環境」から収集する予定にしております。

　では、少し飛びまして44ページをご覧ください。次は「影響の予測」ということで、環境影響評価における予測の手法を表6-2、もしくは6-3に記載しております。表6-2については、施設の供用時についての予測手法、表6-3については、工事実施時の予測方法について記載しております。この、施設の供用時なんですけれども、予測の時期については、施設の稼働、車両の走行等が最大となる時期を安全側で予測する予定にしております。

　まず、大気質についてですが、施設の稼働に伴う粉じんということで、石切工場の調査結果、もしくは事業計画の内容から定性的な予測を行う予定にしております。予測地点については46ページ、47ページをご覧ください。車両排出ガスにつきましては「道路環境影響評価の技術手法」に記載されております予測式による数値計算を行う予定にしております。

　次、騒音につきましては、騒音の伝搬理論式による計算を行う予定で、敷地境界および周辺の住宅の1地点で予測をする予定にしております。事業関連車両の走行に伴う道路交通騒音の予測につきましては、日本音響学会提案式であるASJのRTNのモデルを使いまして計算します。こちらも事業関連車両通行経路沿道4地点について予測する予定にしております。

　振動についても騒音とほぼ同じく、施設の稼働に伴う事業場の振動につきましては、振動の伝搬理論式による計算で、事業計画地敷地境界および周辺の住宅1地点について予測する予定です。事業関連車両の走行に伴う道路交通振動につきましては、建設省土木研究所提案式による計算式で予測する予定です。こちらも事業関連車両通行経路沿道4地点について予測します。

　低周波音につきましては、施設の稼働に伴う低周波音圧レベルということで、伝搬理論式による計算を行います。こちらも事業計画地敷地境界、もしくは周辺の住宅1地点で予測する予定です。

　次、45ページ。悪臭の、施設の稼働に伴う悪臭の漏洩ということで、石切工場での調査結果および事業計画の内容から定性的な手法ということです。予測地域については事業計画地敷地境界を予定しております。

　人と自然との触れ合い活動の場につきましては、事業関連車両の走行による利用環境の変化というものがございますので、交通量変化等による予測をする予定にしております。予測地域については公園の出入り口が2カ所ありますので、こちらは三角マークで記載してあります。ここの2地点で予測する予定にしております。

　廃棄物、発生土についてですが、施設の稼働に伴い発生する廃棄物につきましては、既存類似例を参考にしまして、原単位等から計算する予定にしております。

こちらの予測地域ですが、事業計画地で予測します。

　最後に地球環境についてですが、施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスということで、こちらも既存類似例を参考にして原単位等から計算する予定です。こちらも事業計画地で予測します。事業関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガスにつきましても、これは車両ごとの原単位等から計算する予定にしております。こちらも事業関連車両通行経路沿道4地点から予測する予定です。

　では、48ページ、49ページをご覧ください。これは先ほどお伝えしている表6-3、工事の実施時の予測手法について記載しております。こちらは図なんですけれども、50ページ、51ページに記載してあります。工事関連車両のルートにつきましては、事業関連車両が通行するルートと少し異なりまして、保全物件となる水走公園以外については通らないということになっております。

　工事の実施時の大気質についてですが、建設機械排出ガスにつきましては「窒素酸化物総量規制マニュアル」に基づきまして、拡散モデルを基本にした数値計算を行う予定にしております。事業計画地周辺の住宅1地点で、こちらは予測する予定にしております。工事関連車両排出ガスにつきましては「道路環境影響評価の技術手法」に記載されております予測式による数値計算を行う予定にしております。こちらは工事関連車両通行経路沿道1地点で予測する予定にしております。

　騒音につきましては、建設機械の稼働に伴う事業場の騒音ということで、こちらは騒音伝搬理論式による計算を行います。こちらは事業計画地敷地境界全てで予測する予定にしております。工事関連車両の走行に伴う道路交通騒音ということで、こちらは施設の供用時と同じく、日本音響学会提案式のASJ RTNのモデルによる計算となります。こちらも工事関連車両通行経路沿道1地点を予測する予定です。

　振動につきましては、建設機械の稼働に伴う事業場振動ということで、振動の伝搬理論式による計算を行います。こちらも事業計画地敷地境界全体について予測する予定にしています。工事関連車両の走行に伴う道路交通振動につきましては、建設省土木研究所提案式による計算式で数値計算を行います。工事関連車両通行経路沿道1地点について、こちらも予測する予定にしております。

　人と自然との触れ合い活動の場ということで、工事関連車両の走行に伴う利用環境の変化を、交通量の変化等による予測をする予定です。こちらも公園出入り口2カ所について予測する予定にしております。

　廃棄物、発生土につきましては、工事の実施に伴い発生する廃棄物ということで、工事の実施に伴って発生する建設副産物、残土の発生量等の、工事内容等に基づく計算を行う予定です。こちらは事業計画地全体で把握する予定です。

　地球環境につきましては、建設機械の稼働に伴い排出される温室効果ガスということで、これも既存類似例を参考にし、原単位等から計算します。こちらも事業計画地で予測します。工事関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガスにつきましては、車両ごとに原単位等から計算する予定にしております。こちらは工事関連車両通行経路沿道4地点と書いてありますが、こちらは1地点の間違いとなっております。

　また飛びまして、52ページをご覧ください。最後、環境影響評価における評価の手法ということで、表6-4にまとめております。先ほど抽出いたしました8項目についてここに並べてありまして、それぞれ手法について1番、2番、3番、もしくは1番、2番と記載してあります。それぞれ1番ですが「環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること」など。

　2番について「環境基準、環境基本計画、大阪府新環境総合計画、東大阪市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと」。これは、それぞれの各種法令、条例に定める基準等に適合しているかどうかについて、それぞれ評価していく予定にしています。

　最後、53ページですが、第7章「対象事業の実施にあたり必要となる許認可等」ということで、53ページに示してあります6項目について記載しております。

　エマテックのほうからの説明は以上となります。

【勝見会長】

ありがとうございます。以上、ご説明いただきましたので、委員の皆さんからご質問等をいただきたいと思いますけれども、ご質問のある方は挙手ボタンを押して意思表示をしていただけましたらと思います。どの項目からでも構いませんので、よろしくお願いをいたします。いかがでしょうか。

　髙橋先生、それではよろしくお願いいたします。ミュート解除してビデオをつけていただいてご発言ください。

【髙橋会長代理】

事業計画書、全体的には非常に分かりやすい説明で、どういう事業をやるかということもよく分かりました。ありがとうございます。少し気になる点が1点だけあります。建物自体の窓がほとんどないという、まずこれに気が付いたのですが、これの人員配置についてです。従業員の方々が何名ここで働いて、これは24時間稼働ということで、夜中は一体どうされるのかということを、やはり一言ぐらい書いてしかるべきことだと思うのですが、どうでしょうか。

【勝見会長】

こちらは、株式会社タカハシさんのほうからご回答いただいたらよろしいですか。

　聞こえていますか。タカハシさん、お願いいたします。ミュート解除いただいてビデオをオンにしていただいてお願いします。

【事業者】

株式会社タカハシです。人員配置および夜中での状況についてご説明させていただきます。

人員配置につきましては、今現在は工場内の作業については、大部分は異物除去とかピッキングおよび清掃作業の人員です。それと、外部におきましてはトラックの荷下ろし、積み込みのショベル、リフトという作業が中心になっております。それを、今度の新工場におきましては、選別機を今よりも増設することを計画しております。そのことによって、現在のピッキング作業員については、ピッキング作業はしない。その代わりに、機械の台数が増えることによって、そのマシンのメンテナンスおよび清掃ですね。非常に繊細な機械なので、そのメンテナンスが中心になっていくと思います。選別機以外に、あとはふるい機とかベルトコンベア、そういうものも多数、今よりもかなりの数が増えてきますので、それをある程度こちらの人員で、メンテナンスで交換できる作業、例えば、ベルトコンベアのローラーが壊れたらそういうものを交換するとか、単純なメンテナンスについては現在は、外部から営繕会社によってメンテナンスをしていただいておるんですけれども、それもできる限りは、社内の人員でできるように再教育をして、ピッキング作業からそういうメンテナンス作業のほうに移行をしていきたいと思います。

それと、ピッキング作業が今屋内で中心になっている人員は、それがほぼいらなくなるという前提でおりますので、そうしたらどんなふうに24時間するんやということで、中のメンテナンスを毎日毎日するのは主に清掃作業が中心になりますので、人員を減らしてそれを24時間配置、1日8時間勤務であれば3交替、もしくは6時間勤務であれば4交替、そういうふうな、今の人員を削減することなく再教育をして、それに耐え得る工場に持っていきたいと思います。それと、トラックというのは要するに外部に運ぶ車両ですから、今よりも内製でトラックを増車するのか、もしくは外部でトラックを調達するのか、それも今後大きな問題となっていくと思いますけれども、ただ、今現在ショベルとかリフトでそういう積み込みとか荷下ろしという作業が、今後はホッパーで自動受け、それと、積み込みもサイロからの積み込みになりますから、ショベル、リフトは非常に少なくなると思うんです。その人員についてもまた、メンテナンスやらそちらのほうに再教育をして、新しい工程に耐え得る配置にしていきたいと思っております。以上です。

【勝見会長】

ありがとうございます。髙橋先生、いかがでしょうか。

【髙橋会長代理】

27ページに、6番目ですね。火災発生対策、防災関連で、24時間の稼働ということで、人が必ずいると理解してよろしいですね。外部任せじゃなくて自社で再教育の予定で細部はまだ決まっていないようですけれども、完全に無人になるということはないというふうに――もし無人になったら火災発生対策に引っかかるのではないかと危惧していますので、そこだけ大丈夫ですと言っていただければありがたいのですけれども。

【事業者】

工場の稼働に関しましては、必ず人員が配置されているような状況で、自動化はされていますが、故障等の発生もありますので、必ずオペレーターとなる者が工場には1人以上いることになります。なので、無人で全く人がいないのに工場が稼働しているということはありません。

【髙橋会長代理】

分かりました。ありがとうございます。

【勝見会長】

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

　私からよろしいですか。今の髙橋先生からのご質問とも関係するようなしないような質問ですけれども、今、現有の施設からは、今回造られる施設はだいぶ違ってくるということになるのでしょうか。基本的なところで申し訳ないのですけれども、そこが環境影響評価という観点でどういう着目をしておけばいいのかということに関連するかと思いますので、少しご説明いただければと思いました。

【事業者】

株式会社タカハシです。

現有の施設から新しい、水走工場への変更点というか、違いということなんですけれども、水走工場のほうに関しては現有施設よりも、まずは施設処理トン数が大きいというところが1つあると思います。また、先ほどの説明でもあったとおり、色分け能力に関しても現有の施設よりもより細かな色分け能力をすることを予定しておりますので、実際、選別機の台数、もしくは稼働機械の台数に関しても、現有の工場よりも多くの機械を使うことを予定しています。実際には1.5から2倍以上の機器の増加というふうにはなるかと思いますけれども、それ以外においては、基本的な処理の内容に関しては、現状の設備からの処理フローの変更というのはありません。

【勝見会長】

ありがとうございます。工場全体の処理能力を増やすということで台数が増えるのだということですけれども、最初のパワーポイントの資料でプラントのイメージの写真をご説明いただいたときに、これは実際に入れていらっしゃるものではないですよね。外国かどこかのものだとおっしゃったかと思うのですけれども。それを今回新たに入れるということになるんですか。

【事業者】

今回ここで記載されているのは、これは弊社が今も採用していて、次回も採用しているドイツの選別機メーカーであるモゲンセン社というところを採用しているんですけれども、そこの選別機メーカーのイメージしたプラントになります。現状の工場でも同じ選別機を採用しておりますし、新しい工場においても同じメーカーさんの選別機を採用しております。ただ、どんどん選別機も進化しておりますので、バージョンや機械の中身に関しては新しいものに変わってはおりますけれども、メーカーさんは一緒のメーカーを使う予定にしております。

【勝見会長】

ということは、基本的な原理も同じだという具合に理解しておいていいですか。その中で分別も、より細かく分別できるようにする。それから台数を増やして全体の数量の点での能力を増やす。そんな理解でよろしいでしょうか。

【事業者】

はい。そのとおりです。

【勝見会長】

ありがとうございます。

　そのほか委員の皆さん、ご質問・ご意見等はございますでしょうか。

　私からもう1点よろしいですか。ここの土地は今どういう状況になっているんですか。土壌汚染で地歴の調査をしますというようなことを、自主調査の位置付けで書かれておられましたけれども、そのあたりのことと関係するかと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事業者】

現在は整地した状態で、更地の状態にあります。

【勝見会長】

その以前というのがどうなっているかというのは、これから調べないと分からない状況なんですか。

【事業者】

以前は、昔は農地やったと思うんですが。今所有されている方のお父さんが農地で使っているのだったと思うんですけれども、そんなふうに聞いているだけで、詳しくは聞いておりません。

【勝見会長】

そうですか。どこかが工場として使われていたというような土地ではないんですね。

【事業者】

ではないです。

【勝見会長】

分かりました。ありがとうございます。

　そのほか委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。もしないようでしたら、質疑はこちらで終わらせていただいてよろしいでしょうか。

　挙がっていますね。赤尾先生、お願いいたします。

【赤尾委員】

赤尾です。参考までに教えてください。排水処理対策で、粉じん防止目的以外で水を使用されないそうですけれども、粉じん防止目的での使用というのはどういう形になるのでしょうか。

　また、床面は例えば、勾配をつけて溝を設けるとかそういうふうなことはされていないのでしょうか。2点、教えてください。

【勝見会長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【事業者】

株式会社タカハシです。

　2点ご質問かと思います。1つ目は、粉じん防止目的での水の散水はどいうものかというご質問と、もう1つ、水勾配はつけるのかつけないのかというご質問かと思います。

　まず、2点目のほうですけれども、水の勾配はつける予定にしております。なので、土地に関しては多少の水勾配がつくような形になります。

　あと、粉じん防止目的での水の排水がどんなものかというふうなご質問かと思いますけれども、ガラスくずに関しては、乾いた状態であると非常にほこり等が舞って、細かい粒子が空気内に飛散するような状況が非常によくあります。それを抑制するために、全体的に薄い水の膜をまくことによって、それらの粉じん等を抑制して、工場稼働中もいろんなガラスが機械を通ることによって移動してしまうので、その際に発生する粉じんを抑制することを目的として、多少の水の散水があります。以上になります。

【勝見会長】

ありがとうございます。赤尾先生、今のようなご回答でよろしいでしょうか。

【赤尾委員】

はい。であれば、若干の排水は出るということですけれども、特に対策は必要ないということでよろしいんでしょうか。

【事業者】

はい。そのとおりです。水を多少散水はしますけれども、そこから水が流れ落ちるほどの散水をすることはありませんので、それに対する水対策は必要ないというふうに考えております。

【赤尾委員】

ありがとうございました。

【勝見会長】

ありがとうございます。

　そのほか、委員の皆さまからご質問・ご意見はございますでしょうか。いかがでしょうか。もし挙手ボタンが分からなくて戸惑っているということであれば、もう直接発言していただいてもいいかと思いますけれども、いかがでしょう。よろしいですか。

　ご質問等がほかになさそうだということですので、ここで質疑を終わらせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

　事務局のほうもよろしいでしょうか。

【事務局（小西）】

はい。事務局、結構でございます。

【勝見会長】

はい。ありがとうございます。そういうことでしたら、ここで質疑を終えるということで、事業者の方はここでご退室をいただくということをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

（事業者、退室）

【勝見会長】

　それでは、事務局から今後の手続き等についてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（小西）】

事務局環境保全課、小西です。

　資料2をご覧ください。方法書に関する手続きの流れとスケジュールの案を示しています。まず、四角に囲われました方法書手続きの流れでございます。

方法書の縦覧は5月11日から開始しまして、6月10日まで実施しております。方法書に対する住民の意見は6月24日まで、事業者に対するものと、知事に対するものの受付をしております。その後、事業者から意見の概要と、それに対する見解が提出されます。東大阪市長への意見照会については、5月11日に行っておりまして、8月10日までに回答を受けます。その後、本審査会から答申をいただいて、速やかに知事意見を述べるという予定としております。

次に、上のほうの「審査会のスケジュール」というところをご覧ください。知事意見は条例の規定によりまして、住民意見に対する事業者見解の提出を受けた日から90日以内に書面により述べるということになっておりますので、9月末～10月初めぐらいが知事意見を述べる期限となると思われます。なので、東大阪市長から意見をいただいた後、8月下旬～9月のあたりで2回目の審査会を開催して、検討結果を取りまとめていただいて、審査会の意見を頂戴したいと考えております。

通常、審査会では現地調査を行うとともに、専門調査部会を開催して集中的な調査審議をいただいております。本件で現地調査を行う場合には、6月～7月ごろになるという案でお示ししております。専門調査部会を置くかどうかを含めて、審査会のスケジュールについて、会長をはじめ委員の皆さま方からご意見をいただければと思います。以上です。

【勝見会長】

ありがとうございます。ただ今ご説明いただきましたスケジュールについてですけれども、何かご説明についてご質問はございますか。よろしいですか。

　この会自体は8月下旬～9月あたりで審査会を開催することになるということと、あともう1つは、現地調査を行うんだったら6月・7月ごろかなということ、さらにもう1つ重要なことがあるんですけれども、専門調査部会、それぞれの専門分野について部会を置いて検討していただくかどうかということについては、これはどうするかというのは決まっていませんので、ここでご意見をいただいて決めないといけないということです。今のようなことで、もしご質問があればお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

　よろしいですか。もしご質問等がないようでしたら、先ほど申し上げました、専門調査部会を置くかどうかということなんですけれども、今回の事業の特性や場所、どこでされるのかということも考えますと、専門調査部会は置かなくてもいいのかなと。置かない形で委員の先生、それぞれ専門分野について意見をいただいて、それを事務局で取りまとめてもらって検討結果の案を作成するといふうなことで考えてはどうかという具合に考えています。

専門調査部会を置かないかどうかということが1点です。

　それから現地調査については、ご意見をいただいて検討を進めていく中でどうするかということを考えてはどうかということでございます。私としてはそのように考えているところでございますけれども、いかがでしょうか。委員の皆さまで「いやいや、専門調査部会をやっぱりちゃんと置いたほうがいいよ」というようなご意見、あるいは「この部会、この専門分野についてはやったほうがいい」というようなご意見はございますでしょうか。いかがでしょうか。

　大学の授業でも皆さん同じだと思いますけれども、お聞きしてもイエスかノーかが皆さんから分からないことが多いのですが、返事がないときはイエスにしてしまっていますけれども、こちらもイエスということで、専門調査部会は置かないという方向で皆さん、ご異論ございませんでしょうか。

　挙手、ご発言がないということですので、ご異論がないということにさせていただきたいと思います。専門調査部会は置かないということにさせていただきたいと思います。

　それから、現地調査についてはいかがでしょうか。こちらは適切な時期に各委員の先生方、必要に応じて、全員ではなくても、調査を行っていただきたいという委員の先生のご意向をご確認して行うということで、いかがでしょうか。

　こちらも特段ご発言や挙手はないということで、お認めいただいたということにさせていただければと思います。どうもありがとうございます。専門調査部会は置かない、それから現地調査は必要に応じて実施するということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

　専門調査部会は開催しないということになりましたので、検討結果はこれから取りまとめるということに当たって、私のほうから事務局にお願いをしないといけません。今日の3人欠席の委員の方もいらっしゃるんですけれども、改めて委員の皆さんからご意見を聞いていただくということ、そして本日の審議内容も含めて、それから住民のご意見、そしてその事業者の見解を踏まえて、検討結果の骨子案を作成いただくということでございます。こちらは私のほうも関わらせていただくということになります。それをできるだけ速やかに本審査会に戻して示していただくということをお願いしたいと思います。

　それから、この検討結果の骨子案に対して再度各委員からご意見をいただいて、市長のご意見も踏まえて追記・修正を進めていただくと、そして、検討結果の素案を作成して、私になりますけれども、会長と事務局の間で最終調整をさせていただくと。その上で検討結果の案ができるということで、それをもって次回の審査会で委員の皆さまにご審議いただく流れでお願いしたいと思います。今、事務局への依頼ということと、今後のスケジュールということでご説明申し上げましたけれども、委員の皆さま、よろしいでしょうか。もしご質問やご意見がございますようでしたら、挙手ボタンを押していただくか、ご発言いただければと思います。よろしいですか。

　挙手・ご発言、どちらもないということで、こちらもお認めいただいたということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。事務局のほうも、今申し上げたスケジュールでよろしいでしょうか。

【事務局（小西）】

はい。事務局もそのスケジュールで承知いたしました。

【勝見会長】

どうもありがとうございます。これで議題1が終わったということになるんですかね。どうもありがとうございました。

　それでは、議題2の「その他」のほうにいかせていただきたいと思います。こちら、事務局からご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【事務局（小西）】

事務局からその他連絡事項です。

　議題1の、方法書へのご意見を改めてお聞きするにあたっての様式など、後日送らせていただきますので、よろしくお願いします。

　また、8月下旬～9月ごろの次回の審査会の日程調整もさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

【勝見会長】

ありがとうございます。予定していました議事は以上になりますが、委員の先生方からほかに何かございますでしょうか。ございましたら挙手ボタン、あるいはご発言をお願いしたいと思います。よろしいですか。

　特にないというようですので、これで事務局に進行をお返ししたいと思います。どうもありがとうございます。

【事務局（金城課長補佐）】

勝見会長、どうもありがとうございました。委員の皆さまには何かとご不便をおかけいたしましたが、活発なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。今後も検討結果の取りまとめに向けまして、お忙しい中お時間をいただきますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、これで閉会といたします。ありがとうございました。

（午後３時30分　閉会）